

横須賀市報

第1885号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

条 例	
◇横須賀市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等中一部改正	15299
◇療育相談センター条例等中一部改正	〃
◇福祉援護センター条例中一部改正	15300
◇指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例中一部改正	〃
◇横須賀市船舶の放置防止に関する条例等中一部改正	〃
◇建築基準条例中一部改正	〃
◇横須賀市水道事業給水条例中一部改正	〃
◇横須賀市市税条例中一部改正	〃
告 示	
◇監査委員の退職について	15301
◇固定資産評価審査委員会委員の再任について	〃
◇固定資産課税台帳に登録すべき価格等の登録について	〃
◇包括外部監査契約の締結について	〃
◇監査委員の選任について	〃
◇指定納付受託者の指定について	〃
◇収納事務の委託について	〃
◇指定納付受託者の指定について	15303
◇指定納付受託者の指定について	〃
◇収納事務の委託について	〃
◇指定管理者の指定期間の変更について	15304
◇指定納付受託者の指定について	15305
◇指定納付受託者の指定について	〃
◇指定納付受託者の指定について	〃
◇徴収事務の委託について	〃
◇徴収事務の委託について	〃
◇収納事務の委託について	〃
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定辞退について	15306
◇指定納付受託者の指定について	〃
◇道路区域変更及び供用開始について	〃
◇指定管理者の指定期間の変更について	〃
公 告	
◇過誤納金充当通知書の公示送達	15307
◇債権差押調書の公示送達	〃
◇配当計算書の公示送達	〃
◇市民税・県民税ほか2件の督促状の公示送達	〃
◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達	〃
◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達	〃
◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達	〃
◇自動車臨時運行許可番号標の無効について	〃
上下水道局告示	
◇出納取扱金融機関等の指定について中一部改正	15308
◇収納事務の委託について	〃
◇徴収事務の委託について	〃
◇指定給水装置工事事業者の指定について	〃
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について	〃

条 例

横須賀市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第3号 (令和6年3月28日 掲 示 済)

横須賀市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例
(横須賀市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 横須賀市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年横須賀市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第3条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

(横須賀市病院事業条例の一部改正)
第2条 横須賀市病院事業条例(昭和43年横須賀市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(横須賀市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 横須賀市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年横須賀市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(監査委員条例の一部改正)
第4条 監査委員条例(昭和39年横須賀市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

療育相談センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第4号 (令和6年3月28日 掲 示 済)

療育相談センター条例等の一部を改正する条例
(療育相談センター条例の一部改正)

第1条 療育相談センター条例(平成18年横須賀市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「及び医療型児童発達支援」を削り、「治療」を「肢体不自由のある児童の治療」に、「(以下)」を「以下」に改める。

第11条第1項第1号中「第3条第3号」を「第3条第2号」に、「医療型児童発達支援(治療)」を「児童発達支援(肢体不自由のある児童の治療)」に改める。

第13条第1項中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改め、同条第2項中「第3条第3号」を「第3条第2号」に改める。

(療育相談センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 療育相談センター条例の一部を改正する条例（令和5年横須賀市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の改正規定を次のように改める。

第3条第1号中「第43条第1号の規定による主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「第43条に規定する児童発達支援センター」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援（以下単に「居宅訪問型児童発達支援」という。）

第3条第4号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第5号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

福祉援護センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第5号 (令和6年3月28日 掲 示 済)

福祉援護センター条例の一部を改正する条例

福祉援護センター条例（平成23年横須賀市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第77条第3項」を「第77条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第6号 (令和6年3月28日 掲 示 済)

指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準

等を定める条例の一部を改正する条例

指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第22条中「第139条の2第2項各号」を「第139条の3第2項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

横須賀市船舶の放置防止に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第7号 (令和6年3月28日 掲 示 済)

横須賀市船舶の放置防止に関する条例等の一部を

改正する条例

（横須賀市船舶の放置防止に関する条例の一部改正）

第1条 横須賀市船舶の放置防止に関する条例（平成22年横須賀市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（横須賀市漁港管理条例の一部改正）

第2条 横須賀市漁港管理条例（昭和42年横須賀市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第8号 (令和6年3月28日 掲 示 済)

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和47年横須賀市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第54条の2中「第108条の3第1項第1号」を「第108条の4第1項第1号」に改める。

第54条の3中「第128条の6第1項」を「第128条の7第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

横須賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第9号 (令和6年3月28日 掲 示 済)

横須賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第5号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

横須賀市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第26号 (令和6年4月1日 掲 示 済)

横須賀市市税条例の一部を改正する条例

横須賀市市税条例（昭和46年横須賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改める。

附則第13項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改める。

附則第14項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改める。

附則第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改める。

附則第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改める。

附則第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改める。

附則第19項を削る。

附則第20項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第21項を附則第20項とし、附則第22項を附則第21項とし、附則第23項各号列記以外の部分及び第5号中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を附則第22項とする。

附則第24項を附則第23項とし、附則第25項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項を附則第24項とする。

附則第26項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年

法律第7号)附則第14条第1項]を「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項を附則第25項とする。

附則第27項を附則第26項とし、附則第28項から附則第43項までを1項ずつ繰り上げる。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 改正後の附則第24項及び第25項の規定は、令和6年度分の固定資産税及び都市計画税から適用し、令和5年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

告示

横須賀市告示第61号 (令和6年4月1日) 掲示済

本市監査委員川瀬富士子は、令和6年3月31日に退職しました。

令和6年4月1日

横須賀市長 上地克明

横須賀市告示第62号 (令和6年4月1日) 掲示済

本市議会の同意を得て、令和6年4月1日日本市固定資産評価審査委員会委員に次の者を再任しました。

令和6年4月1日

横須賀市長 上地克明

横須賀市日の出町1丁目11番地1 1202

渡邊弘美

横浜市神奈川区高島台11番地16

佐藤美千代

鎌倉市小袋谷1丁目7番24号

鈴木泰三

横須賀市告示第63号 (令和6年4月1日) 掲示済

令和6年度の固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等を登録しましたので、地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

横須賀市長 上地克明

横須賀市告示第64号 (令和6年4月1日) 掲示済

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により告示します。

令和6年4月1日

横須賀市長 上地克明

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和6年4月1日
2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用、執務費用及び実費の合計額
3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
細野和寿
東京都世田谷区等々力6丁目11番15-506号
4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払
ただし、相手方から請求があり、必要と認められる場合は、概算払をすることができる。

横須賀市告示第73号 (令和6年4月2日) 掲示済

本市議会の同意を得て、令和6年4月1日日本市監査委員に次の者を選任しました。

令和6年4月2日

横須賀市長 上地克明

横浜市戸塚区川上町91番地1 BELISTAタワー東戸塚2602号

鷹野加裕子

横須賀市告示第74号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和6年4月10日

横須賀市長 上地克明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社メルペイ
東京都港区六本木六丁目10番1号
2 指定納付受託者の指定をした日
令和6年4月1日
3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
ウェブサイトメルカリShopを利用した物品の売払いに係る物品売払代金
4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

横須賀市告示第75号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定により、同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項に規定する収納の事務を次のとおり委託しました。

令和6年4月10日

横須賀市長 上地克明

1 受託者の住所・氏名等

Table with 3 columns: 住所, 氏名, 収納事務. Rows include: 東京都品川区上大崎3丁目1番1号 (川村憲一), 東京都世田谷区玉川1丁目14番1号 (三木谷浩史), 東京都中央区日本橋二丁目14番1号 (原雄三), 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号 (深澤祐二), 東京都渋谷区桜丘町22番14号 (野口哲也), 東京都中央区京橋二丁目2番1号 (藤井宏明), 横浜市神奈川区西神奈川一丁目9番地の1 (飯田美紀).

		手数料			
東京都渋谷区南平台町1番10号	ル・アンジェ株式会社 代表取締役 濱 田 浩 三	病児・病後児保育センター条例第12条第2項に定める使用料		か 代表理事 竹 内 英 樹	める使用料に限る。)並びに夏島グラウンドに係る有料広場条例第12条第2項に定める使用料
東京都千代田区平河町二丁目6番3号	公益社団法人地域医療振興協会 理事長 吉 新 通 康				
横須賀市小川町11番地	一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹 内 英 樹	池上コミュニティセンターに係るコミュニティセンター条例第13条第1項に定める手数料		C S Y・新生ビルテクノ 共同事業体 代表者 一般財団法人 シティサポートよこすか 代表理事 竹 内 英 樹	湘南鷹取5丁目第2公園、根岸公園、長沢村岡公園、富浦公園及び馬堀海岸公園の水泳プールに係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号ウの一部、オ及びキに定める使用料に限る。)
東京都千代田区一番町25番地	地方公共団体情報システム機構 理事長 椎 橋 章 夫	手数料条例別表第3第1項第1号に定める手数料(戸籍法第120条第1項の規定に基づく交付に係るものに限る。)及び同表第2項第2号に定める手数料(住民基本台帳法第12条第5項の規定に基づく交付に係るものに限る。)並びに印鑑条例第6条第4項に定める証明手数料であって、市長が別に定める場所における交付に係るもの		よこすかグリーンパーク 共同事業体 代表者 横須賀緑化造園協同組合 代表理事 長谷川 泰 啓	田浦梅の里、しょうぶ園、衣笠山公園、走水水源地公園、旗山崎公園、野比かがみ田緑地、光の丘水辺公園及び太田和つつじの丘に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号ウの一部、エ及びキに定める使用料に限る。)
横浜市中区真砂町二丁目22番地	一般社団法人かながわ土地建物保全協会 会長 菅 家 龍 一	横須賀市健康増進センターの駐車場に係る財産条例第10条第1項に定める使用料		パークコミュニティよこすか 代表者 一般財団法人 シティサポートよこすか 代表理事 竹 内 英 樹	猿島公園に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号ウの一部に定める使用料に限る。)
横須賀市小川町11番地	一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹 内 英 樹	火葬場条例第5条第1項に定める使用料及び手数料条例別表第10第1号ウに定める手数料		株式会社トライアングル 代表取締役 鈴 木 隆 裕	猿島公園に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号エに定める使用料に限る。)
横須賀市新港町1番地11	一般社団法人横須賀市医師会 会長 三 屋 公 紀	横須賀市立看護専門学校条例第4条に定める授業料、入学検定料、入学金及び証明書交付手数料			不入斗公園、はまゆう公園(駐車場を除く。)、衣笠公園、根岸公園、大津公園、佐原2丁目公園、光の丘公園、西公園及び湘南国際村西公園に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号ウの一部、オ及びキに定める使用
福岡県北九州市戸畑区大字中原46番地59	日鉄環境エネルギーソリューション株式会社 代表取締役 鈴 木 章 弘	手数料条例別表第5第1項第2号エ(イ)及び同項第3号に定める手数料			
横須賀市小川町11番地	シティサポートよこすか・横浜DeNAベイスターズ共同事業体 代表者 一般財団法人 シティサポートよこすか	追浜公園及び夏島都市緑地に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号ウの一部、オ及びキに定			

		料に限る。)
横浜市港北区菊名七丁目3番22号	アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 小 針 宏 之	はまゆう公園駐車場に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号キに定める使用料に限る。)
横浜市港北区菊名七丁目3番22号	アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 小 針 宏 之	久里浜1丁目公園駐車場に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号キに定める使用料に限る。)
東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	横須賀花の国・西武パートナーズ 代表者 西武造園株式会社 取締役 大 嶋 聡	くりはま花の国及びペリー公園に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号ウの一部、オ及びキに定める使用料に限る。)
東京都品川区西五反田二丁目20番4号	タイムズ24株式会社 代表取締役 西 川 光 一	燈明堂緑地駐車場に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号キに定める使用料に限る。)
横浜市港北区菊名七丁目3番22号	アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 小 針 宏 之	佐島の丘第4公園駐車場に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号キに定める使用料に限る。)
東京都豊島区长崎五丁目1番34号	横須賀公園墓地管理グループ 代表者 西武造園株式会社 取締役 大 嶋 聡	公園墓地条例第21条第3項及び第32条第3項に定める手数料並びに同条例第34条第1項に定める休憩室使用料及び休憩室附属設備使用料
横浜市中区長者町八丁目134番地	株式会社リスコム 代表取締役 瀧 澤 聡	横須賀港港湾施設使用条例第6条に定める使用料
横浜市港北区菊名七丁目3番22号	アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 小 針 宏 之	久留和海岸駐車場に係る横須賀市漁港管理条例第12条第1項に定める使用料

2 委託の期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

横須賀市告示第76号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項

の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和6年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
 - スルガカード株式会社
東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号
 - 株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
 - 楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
 - 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
 - 株式会社JR東日本ネットステーション
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番11号
 - 株式会社アイモバイル
東京都渋谷区桜丘町22番14号
 - PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
 - 株式会社さとふる
東京都中央区京橋二丁目2番1号
- 指定納付受託者の指定をした日
令和6年4月1日
- 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
横須賀応援ふるさと納税(インターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。)
- 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

横須賀市告示第77号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和6年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
 - 株式会社ジェーシービー
東京都港区南青山五丁目1番22号
 - ユーシーカード株式会社
東京都港区台場二丁目3番2号
- 指定納付受託者の指定をした日
令和6年4月1日
- 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
市民税及び県民税(普通徴収の方法によって徴収するものに限る。)、固定資産税、軽自動車税、都市計画税並びに地方税の延滞金(納付書情報を読み取るシステムを用いる方法により納付されるものに限る。)
- 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

横須賀市告示第78号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定により、同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項に規定する収納の事務を次のとおり委託しました。
令和6年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社NTTデータ 代表取締役 佐々木 裕	
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役	

	永 松 文 彦			区豊洲三丁目3番3号	代表取締役 佐々木 裕	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社N T Tデータ 代表取締役 佐々木 裕			東京都品川区西品川一丁目1番1号	L I N E P a y株式会社 代表取締役 前 田 貴 司	
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン 代表取締役 竹 増 貞 信			東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社N T Tデータ 代表取締役 佐々木 裕	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社N T Tデータ 代表取締役 佐々木 裕			東京都千代田区紀尾井町1番3号	P a y P a y株式会社 代表取締役 中 山 一 郎	地方税法第1条第14号に定める延滞金並びに同法第4条第2項第1号に定める道府県民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、同法第5条第2項第1号に定める市町村民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、同項第2号に定める固定資産税、同項第3号に定める軽自動車税及び同条第6項第1号に定める都市計画税のうち、納付書情報を読み取るシステムを用いる方法により納付されるもの
東京都港区芝浦三丁目1番21号	株式会社ファミリーマート 代表取締役 細 見 研 介	地方税法第1条第14号に定める延滞金並びに同法第4条第2項第1号に定める道府県民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、同法第5条第2項第1号に定める市町村民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、同項第2号に定める固定資産税、同項第3号に定める軽自動車税及び同条第6項第1号に定める都市計画税のうち、当該受託者の店舗、事業所等において納付されるもの	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	ビルングシステム株式会社 代表取締役 江 田 敏 彦		
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社N T Tデータ 代表取締役 佐々木 裕		東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社N T Tデータ 代表取締役 佐々木 裕		
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社 代表取締役 飯 島 延 浩		東京都千代田区永田町二丁目11番1号	株式会社N T Tドコモ ウォレットサービス部長 田 原 務		
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社N T Tデータ 代表取締役 佐々木 裕		東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	ビルングシステム株式会社 代表取締役 江 田 敏 彦		
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社 代表取締役 藤 本 明 裕		東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社N T Tデータ 代表取締役 佐々木 裕		
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社N T Tデータ 代表取締役 佐々木 裕		東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号	K D D I株式会社 パートナービジネス統括部長 松 浦 貞 雄		
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ 代表取締役 岡 田 礼 信		東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	ビルングシステム株式会社 代表取締役 江 田 敏 彦		
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社N T Tデータ 代表取締役 佐々木 裕		東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社N T Tデータ 代表取締役 佐々木 裕		
北海道札幌市中央区南9条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート 代表取締役 赤 尾 洋 昭		東京都千代田区大手町一丁目5番5号	株式会社みずほ銀行 デジタルイノベーション部長 柿 原 慎 一 郎		
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社N T Tデータ 代表取締役 佐々木 裕					
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 古佐賀 正 泰					
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社N T Tデータ 代表取締役 佐々木 裕					
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社N T Tデータ 代表取締役 佐々木 裕					

2 委託の期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

横須賀市告示第79号

横須賀市立鷹取老人デイサービスセンターの指定管理者の指定期間を次のとおり変更しました。

令和6年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行う施設

老人デイサービスセンター条例（平成5年横須賀市条例第16号）第2条に掲げる施設

- 2 指定管理者
横須賀市鷹取1丁目1番1号
社会福祉法人湘南福祉協会
理事長 松 藤 静 明
- 3 指定期間
変更前 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
変更後 令和4年4月1日から令和6年6月30日まで

横須賀市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和6年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社CXDNEXT
東京都渋谷区初台一丁目46番3号シモトビル10階
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和6年4月1日
- 3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
コミュニティセンターの使用料
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

横須賀市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和6年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
みずほ東芝リース株式会社
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和6年4月1日
- 3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
行政センターで取り扱う各種証明書の交付、申請等に係る手数料（民生局地域支援部窓口サービス課で取り扱う臨時運行許可申請手数料及び個人番号カード再交付手数料を除く。）
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

横須賀市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和6年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
みずほ東芝リース株式会社
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和6年4月1日
- 3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
民生局地域支援部窓口サービス課及び市民サービスセンター中央店で取り扱う各種証明書の交付、申請等に係る手数料（民生局地域支援部窓口サービス課で取り扱う臨時運行許可申請手数料及び個人番号カード再交付手数料を除く。）
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

横須賀市告示第83号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に規定する徴収の事務を次のとおり委託しました。
令和6年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	徴 収 事 務
横須賀市 新港町1 番地11	一般社団法人横須賀 市医師会 会長 三 屋 公 紀	救急医療センター条例第 10条第2項第3号に定め る手数料

2 委託の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

横須賀市告示第84号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第4項において準用する同条第3項の規定により、同法附則第7条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2に規定する徴収の事務を次のとおり委託しました。

令和6年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	徴 収 事 務
東京都千 代田区平 河町二丁 目6番3 号	公益社団法人地域医 療振興協会 理事長 吉 新 通 康	横須賀市病院事業条例第 10条第2項、第3項及び 第5項並びに第11条第2 項に定める使用料及び手 数料（使用料については、横須賀市立市民病院 に係る平成21年度分まで のものに限る。）

2 委託の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

横須賀市告示第85号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、同法附則第8条の規定による改正前の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2の規定による収納の事務を次のとおり委託しました。

令和6年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
東京都江東 区豊洲三丁 目3番3号	株式会社NTTデータ 代表取締役 佐々木 裕	
東京都千代 田区二番町 8番地8	株式会社セブン-イレブ ン・ジャパン 代表取締役 永 松 文 彦	
東京都江東 区豊洲三丁 目3番3号	株式会社NTTデータ 代表取締役 佐々木 裕	
東京都品川 区大崎一丁 目11番2号	株式会社ローソン 代表取締役 竹 増 貞 信	
東京都江東 区豊洲三丁 目3番3号	株式会社NTTデータ 代表取締役 佐々木 裕	
東京都港区 芝浦三丁目 1番21号	株式会社ファミリーマ ー ト 代表取締役	

	細見研介	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社N T T データ 代表取締役 佐々木 裕	国民健康保険法第76条第1項に定める保険料（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）のうち、当該受託者の店舗、事業所等において納付されるもの
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社 代表取締役 飯島延浩	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社N T T データ 代表取締役 佐々木 裕	
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社 代表取締役 藤本明裕	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社N T T データ 代表取締役 佐々木 裕	
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ 代表取締役 岡田礼信	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社N T T データ 代表取締役 佐々木 裕	
北海道札幌市中央区南9条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート 代表取締役 赤尾洋昭	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社N T T データ 代表取締役 佐々木 裕	
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 古佐賀正泰	

2 委託の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

~~~~~

**横須賀市告示第86号**  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定により、次に掲げる医療機関から指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退がありました。  
 令和6年4月10日  
 横須賀市長 上地克明

| 辞退年月日     | 名 称      | 所 在 地           |
|-----------|----------|-----------------|
| 令和6年3月31日 | 珊瑚薬局 新緑店 | 横須賀市大津町1丁目16番7号 |
| 同         | 珊瑚薬局 大津店 | 横須賀市大津町1丁目20番2号 |
| 同         | 珊瑚薬局 佐原店 | 横須賀市佐原3丁目3番6号   |

~~~~~

横須賀市告示第87号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
 令和6年4月10日
 横須賀市長 上地克明

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
S B ペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸一丁目7番1号
- 指定納付受託者の指定をした日
令和6年4月1日
- 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
手数料条例（平成12年横須賀市条例第9号）別表第5第1項第2号イ及びウに規定する手数料（インターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）
- 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

~~~~~

**横須賀市告示第88号**  
 道路区域変更及び供用開始に関する告示  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和6年4月10日からその供用を開始します。  
 その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
 令和6年4月10日  
 横須賀市長 上地克明

| 路線名   | 旧新別 | 区 間                                     | 敷地の幅員           | 延 長          |
|-------|-----|-----------------------------------------|-----------------|--------------|
| 1,782 | 旧   | 久里浜1丁目1160番の61地先から<br>久里浜1丁目535番の12地先まで | メートル<br>7.9～8.0 | メートル<br>39.4 |
|       | 新   | 久里浜1丁目1160番の61地先から<br>久里浜1丁目381番の1地先まで  | 7.9～10.6        | 76.6         |

**横須賀市告示第89号**  
 三笠公園ほか2箇所及び横須賀市立うみかぜ公園ほか1箇所の指定管理者の指定期間を次のとおり変更しました。  
 令和6年4月10日  
 横須賀市長 上地克明

- 管理を行う施設
  - 都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）別表第1に規定する三笠公園、ヴェルニー公園及び平和中央公園
  - 港湾緑地条例（平成4年横須賀市条例第28号）第2条の表に規定する横須賀市立海辺つり公園及び横須賀市立うみかぜ公園
- 指定管理者

東京都豊島区長崎5丁目1番34号  
 よこすかseasideパートナーズ  
 代表者 西武造園株式会社  
 取締役社長 大嶋 聡

3 指定期間

| 変 更 後                                      | 変 更 前                 |
|--------------------------------------------|-----------------------|
| 令和4年4月1日から令和9年3月31日（三笠公園にあっては、令和8年3月31日）まで | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |



公 告

横須賀市公告第59号 (令和6年3月26日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、過誤納金充当通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年3月26日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第60号 (令和6年3月26日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年3月26日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第61号 (令和6年3月26日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年3月26日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第62号 (令和6年3月29日) 掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 税 目                      | 期 別   | 発 付 年 月 日  |
|-------|--------------------------|-------|------------|
| 令和5年度 | 市 民 税<br>県 民 税<br>(普通徴収) | 第1期分  | 令和6年2月19日  |
|       |                          |       | 令和5年9月28日  |
|       |                          | 第2期分  | 令和6年2月16日  |
|       |                          |       | 令和6年2月19日  |
|       |                          |       | 令和5年11月29日 |
|       |                          | 第3期分  | 令和6年2月15日  |
|       |                          |       | 令和6年2月16日  |
|       |                          |       | 令和6年2月19日  |
|       |                          |       | 令和6年2月15日  |
|       |                          | 第4期分  | 令和6年2月16日  |
|       |                          |       | 令和6年2月19日  |
|       |                          |       | 令和6年2月27日  |
|       |                          | 12月随時 |            |

|                |      |           |
|----------------|------|-----------|
| 固定資産税<br>都市計画税 | 第1期分 | 令和5年6月28日 |
|                | 第2期分 | 令和5年8月31日 |
|                | 第3期分 | 令和6年1月30日 |
|                |      | 令和6年1月31日 |
|                | 第4期分 | 令和6年2月27日 |
|                |      | 令和6年3月4日  |

(別紙略)

横須賀市公告第66号 (令和6年4月2日) 掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年4月2日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 税 目            | 備 考   |
|-------|----------------|-------|
| 令和5年度 | 市 民 税<br>県 民 税 | 定期賦課分 |

(別紙略)

横須賀市公告第67号 (令和6年4月2日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年4月2日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第68号 (令和6年4月2日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年4月2日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第69号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和6年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

| 記 号    | 番 号   |
|--------|-------|
| 横浜 横須賀 | 43-07 |
| 横浜 横須賀 | 32-61 |
| 横浜 横須賀 | 42-94 |
| 横浜 横須賀 | 42-98 |
| 横浜 横須賀 | 32-62 |
| 横浜 横須賀 | 91-10 |
| 横浜 横須賀 | 91-35 |
| 横浜 横須賀 | 42-82 |
| 横浜 横須賀 | 91-05 |

|    |     |       |
|----|-----|-------|
| 横浜 | 横須賀 | 43-25 |
| 横浜 | 横須賀 | 43-31 |
| 横浜 | 横須賀 | 43-45 |
| 横浜 | 横須賀 | 42-84 |
| 横浜 | 横須賀 | 43-24 |
| 横浜 | 横須賀 | 43-11 |
| 横浜 | 横須賀 | 43-16 |
| 横浜 | 横須賀 | 32-29 |
| 横浜 | 横須賀 | 42-95 |
| 横浜 | 横須賀 | 42-85 |
| 横浜 | 横須賀 | 15-90 |
| 横浜 | 横須賀 | 15-93 |
| 横浜 | 横須賀 | 91-20 |
| 横浜 | 横須賀 | 91-28 |
| 横浜 | 横須賀 | 32-04 |
| 横浜 | 横須賀 | 42-90 |
| 横浜 | 横須賀 | 15-72 |
| 横浜 | 横須賀 | 76-36 |
| 横浜 | 横須賀 | 91-11 |
| 横浜 | 横須賀 | 43-30 |
| 横浜 | 横須賀 | 42-80 |
| 横浜 | 横須賀 | 32-23 |
| 横浜 | 横須賀 | 43-34 |
| 横浜 | 横須賀 | 91-07 |
| 横浜 | 横須賀 | 32-38 |

## 上下水道局告示

### 横須賀市上下水道局告示第9号 (令和6年3月29日 掲 示 済)

昭和39年横須賀市告示第20号(出納取扱金融機関等の指定について)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月29日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第2項第10号を削り、同項第11号を同項第10号とし、同項第12号を同項第11号とする。

### 横須賀市上下水道局告示第10号

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)附則第2条第4項において準用する同条第3項の規定により、同法附則第7条の規定による改正前の地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2に規定する徴収の事務を次のとおり委託しました。

令和6年4月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

1 受託者の住所・氏名等

| 住 所             | 氏 名                            | 徴 収 事 務                                             |
|-----------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 東京都港区赤坂二丁目2番12号 | 第一環境株式会社<br>代表取締役社長<br>玉 木 孝 一 | 横須賀市水道事業給水条例第28条に規定する水道料金及び横須賀市下水道条例第14条第1項に規定する使用料 |

2 委託の期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

### 横須賀市上下水道局告示第11号

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)附則第2条第4項において準用する同条第3項の規定により、同法附則第7条の規定による改正前の地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2に規定する収納の事務を次のとおり委託しました。

令和6年4月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

1 受託者の住所・氏名等

| 住 所              | 氏 名                            | 収 納 事 務                                             | 委 託 の 期 間             |
|------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------|
| 東京都港区赤坂二丁目2番12号  | 第一環境株式会社<br>代表取締役社長<br>玉 木 孝 一 | 横須賀市水道事業給水条例第28条に規定する水道料金及び横須賀市下水道条例第14条第1項に規定する使用料 | 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地 | 株式会社電算システム<br>代表取締役<br>高 橋 讓 太 | 横須賀市水道事業給水条例第28条に規定する水道料金及び横須賀市下水道条例第14条第1項に規定する使用料 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |

### 横須賀市上下水道局告示第12号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和6年4月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名   | 代 表 者 名 | 所 在 地              | 指 定 年 月 日 | 有 効 期 限    |
|------|--------------|---------|--------------------|-----------|------------|
| 649  | 株式会社 reclaim | 山 口 和 宏 | 川崎市宮前区南野川一丁目26番11号 | 令和6年3月19日 | 令和11年3月18日 |
| 650  | 有限会社シアンズ     | 三 浦 健 一 | 東京都足立区皿沼一丁目22番5号   | 令和6年3月22日 | 令和11年3月21日 |

## 農業委員会告示

### 横須賀市農業委員会告示第4号 (令和6年4月1日 掲 示 済)

令和6年第4回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和6年4月1日

横須賀市農業委員会

会長 岩 澤 健 和

- 日時 令和6年4月10日午後3時
- 会議開催の場所 横須賀市役所302会議室
- 会議に付議すべき事項

(1) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による

農用地利用集積計画について

- (2) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積計画について
- (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (5) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- (6) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について